

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等の改定について

ガイドライン改定の経緯

令和3年7月の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定及び地方公共団体におけるデジタル化の動向を踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」(座長：佐々木 良一 東京電機大学研究推進社会連携センター顧問・客員教授)において、改定案を検討

➤ 主な改定内容

1. 業務委託・外部サービス利用時の情報資産の取扱い

- 業務委託・外部サービスを再定義した上で、取り扱う情報に応じて適切なセキュリティ対策を実施するよう記載
- 外部サービス利用時のライフサイクルに渡るセキュリティ要件や利用承認手続に関する規定を記載
- 今後のクラウドサービスの活用を見据えて、第三者認証制度や監査報告書をクラウドサービス選定の指標・基準等として、積極的に活用するよう記載を見直し

2. 情報セキュリティ対策の動向を踏まえた記載の充実

- 不正プログラム対策製品やソフトウェア等を導入するだけでなく、監視体制やCSIRTとの連携等の組織的な対応が必要である旨を記載

3. 多様な働き方を前提とした情報セキュリティ対策

- テレワーク実施場所等の運用面に関するセキュリティ対策を記載
- 支給以外の端末(BYOD)利用時の情報セキュリティ対策として、支給以外の端末に情報を保存させない対策や電子証明書等を用いて社内ネットワークへ接続する端末を制限する対策を記載
- Web会議に部外者を参加させない対策を記載

4. マイナンバー利用事務系から外部接続先(eLTAX、マイナポータル)へのデータのアップロード

- リスクアセスメントの結果を踏まえ、マイナンバー利用事務系から外部接続先へのデータのアップロードを認めるとともに、必要となる情報セキュリティ対策を徹底